

青梅市病院管理規程第6号

青梅市病院事業管理規程等の一部を次のように改正する。

令和8年6月18日

青梅市病院事業管理者 大友 建一郎

青梅市病院事業管理規程等の一部改正

(青梅市病院事業管理規程)

第1条 青梅市病院事業管理規程(平成16年病院管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の7の項中「出張命令」を「旅行命令」に改める。

(青梅市病院事業就業規程)

第2条 青梅市病院事業就業規程(平成16年病院管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第41条中「までに出張命令書兼旅費計算書」を「までに旅行命令書兼旅費計算書」に改め、同条第1号中「出張命令と」を「旅行命令と」に、「出張命令書」を「旅行命令書兼旅費計算書」に改め、同条第2号中「出張命令書兼旅費計算書(研修用)」を「出張命令書兼旅費計算書(研修用)」に改める。

第43条中「命令された」を「した」に、「出張復命書」を「復命書」に改める。

様式第6号中「出張命令(伺)票」を「旅行命令書兼旅費計算書」に、「出張先」を「旅行先」に、

「

日 当	一日につき	円×	日
宿泊料	一夜につき	円×	夜

」を

「

宿泊手当	満額	2,400円×	日
	朝または夕含	1,600円×	日
	朝および夕含	800円×	日
宿泊費			
包括宿泊費			

」に、

「管理課長」を「総務課長」に改める。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号(第41条関係)

旅行命令書兼旅費計算書

対象年月	所 属	職 名	氏 名	職員コード
年 月		参 事 主 事		

旅費執行額

円

旅行日	旅行先 用 務	経 路	上司の 決 断 欄	旅 費 額	備 考
日	(出張先)				
	(旅行先)				
日	(出張先)	定期重複区間( )駅～( )駅 <input type="checkbox"/> 公用車有 <input type="checkbox"/> 借上バス有 <input type="checkbox"/> その他( )			円
	(旅行先)				
日	(出張先)				
	(旅行先)				
日	(出張先)	定期重複区間( )駅～( )駅 <input type="checkbox"/> 公用車有 <input type="checkbox"/> 借上バス有 <input type="checkbox"/> その他( )			円
	(旅行先)				
日	(出張先)				
	(出張先)				
日	(出張先)	定期重複区間( )駅～( )駅 <input type="checkbox"/> 公用車有 <input type="checkbox"/> 借上バス有 <input type="checkbox"/> その他( )			円
	(出張先)				
日	(出張先)				
	(出張先)				
日	(出張先)	定期重複区間( )駅～( )駅 <input type="checkbox"/> 公用車有 <input type="checkbox"/> 借上バス有 <input type="checkbox"/> その他( )			円
	(出張先)				

出張先・出張日にて出張した日 (IDを記入)	人事係長	総務課長	科長・課長	部長・局長	事務局長	院 長	管理者	出勤簿確認
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31								

※所属課 → 総務課 → 経営企画課 → 起票者

様式第8号中「出張命令書兼旅費計算書(研修用)」を「旅行命令書兼旅費計算書(研修用)」に、「出張命令」を「旅行命令」に、「管理課」を「総務課」に改める。

様式第9号中「出張年月日」を「旅行年月日」に、「出張先」を「旅

行先」に、「管理課長」を「総務課長」に改める。」

(青梅市病院事業企業職員の旅費に関する規程の一部改正)

第3条 青梅市病院事業企業職員の旅費に関する規程(平成16年病院管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第2条中「出張」とは、職員が公務のため一時その勤務場所を離れて旅行することをいう」を「、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 在勤庁 職員の勤務する場所をいう。

(2) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁(病院事業管理者(以下「管理者」という。)またはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。))が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)を離れて旅行することをいう。

(3) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の青梅市職員の旅費に関する条例施行規則(令和8年規則第22号。以下「規則」という。)第3条第1項各号で定める者(以下この号において「旅行者等」という。))であって、病院事務局(以下「事務局」という。)と旅行役務提供契約(旅行者等が事務局に対して旅行にかかる役務その他の病院管理規程で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、事務局が当該旅行者等に対して当該旅行にかかる旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第2項において同じ。)を締結したものをいう。

第4条を削る。

第3条の見出しを「(旅行命令)」に改め、同条中「出張は病院事業管理者(以下「管理者」という。)もしくはその委任を受けた者の出張命令または出張依頼」を「旅行は、旅行命令権者の旅行命令」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 事業局が旅行役務提供契約にもとづき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、前項に規定する職員に対する旅費の支給に代えて、

当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第5条の見出しを「(旅費の種目)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「旅費は」を「旅費の種目は、」に、「、車賃、日当、宿泊料、食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費および家族移転費」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「鉄道の利用による路程に応じ旅客運賃等」を「、次に掲げる鉄道を利用する移動に要する費用について、実費額」に改め、同項を同条第2項とし、同項に次の2号を加える。

- (1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する  
鉄道事業の用に供する鉄道およびこれに類するもの
- (2) 軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道  
およびこれに類するもの

第5条第4項中「船舶の利用による路程に応じ旅客運賃等」を「、海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶およびこれに類するものを利用する移動に要する費用について、実費額」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「航空機の利用による路程に応じ旅客運賃等」を「、航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機およびこれに類するものを利用する移動に要する費用について、実費額」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「車賃は自動車等の利用による路程に応じ1キロメートル当たりの定額または実費額」を「その他の交通費は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、実費額または路程に応じ1キロメートル当たりの定額」に改め、同項を同条第5項とし、第7項を削り、同条第8項中「宿泊料は出張中の夜数に応じ1夜当たりの定額」を「宿泊費は、公務上の必要または天災その他やむを得ない事情により宿泊を要する場合において、旅行中の宿泊に要する費用について、実費額」に改め、同項を同条第6項とし、第9項を削り、同条に次の2項を加える。

- 7 包括宿泊費は、移動および宿泊に対する一体の対価として支払われる費用について、実費額により支給する。
- 8 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費（朝食にかかる費用お

よび夕食にかかる費用を含む。)について、1夜当たりの定額により支給する。ただし、第14条各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

第6条および第7条を削る。

第8条第1項中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのもので、前条および第8条から第17条までに定める種目および内容にもとづき、」を加え、「出張」を「旅行」に、同項ただし書中「困り」を「より」に改め、「場合には」の次に「、」を加え、同条第2項を削り、同条を第6条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(旅費の請求手続)

第7条 旅費(概算払にかかる旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者または概算払にかかる旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書または精算書(当該請求書または精算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出等を担当する者(以下「支出担当者等」という。)に提出しなければならない。

第9条第1項中「および座席指定料金」を「、寝台料金、座席指定料金およびこれらの費用に付随する費用」に改め、同条第2項中「次の各号のいずれかに該当する」を「公務のため特に必要とするものとして旅行命令権者が認めた」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「管理者」の次に「またはそれに随行する職員」を加え、同条第4項中「座席指定料金」を「寝台料金および座席指定料金」に、「片道100キロメートル以上の」を「公務のため特に必要とするものとして旅行命令権者が認めた」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第2項から前項までに規定する鉄道賃は、運賃の等級およびその支払を証明するに足る資料を提出しなければ、支給することができない。

第9条を第8条とする。

第10条中「および」を「のほか、」に改め、「特別船室料金」の次に「、寝台料金、座席指定料金およびこれらに付随する費用」を加え、同条に次の3項を加える。

2 特別船室料金は、管理者またはそれに随行する職員が出張し、かつ、

当該特別車両料金を徴する客船を利用する場合に限り、支給する。

3 寝台料金および座席指定料金は、当該特別船室料金を徴する客船を利用する場合で、公務のため特に必要とするものとして旅行命令権者が認めたとときに限り、支給する。

4 船賃は、運賃の等級およびその支払を証明するに足る資料を提出しなければ、支給することができない。

第10条を第9条とする。

第11条中「現に支払った」を削り、「旅客運賃」の次に「のほか、座席指定料金およびこれらに付随する費用」を加え、同条に次の2項を加える。

2 座席指定料金は、公務のため特に必要とするものとして旅行命令権者が認めた場合に限り支給する。

3 航空賃は、運賃の等級およびその支払を証明するに足る資料を提出しなければ、支給することができない。

第11条を第10条とする。

第12条から第17条までを削り、第10条の次に次の4条を加える。

(その他の交通費)

第11条 その他の交通費の額は、第5条第2項に規定するもの以外の陸路による移動に要する費用とし、次に掲げる費用の合計額とする。ただし、第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものとして旅行命令権者が認めた場合または天災その他やむを得ない事情による場合に限る。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる費用以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料

(4) 前3号に掲げる費用以外の費用について、実費額によることがで

きない場合には、路程1キロメートル当たり37円の費用

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第4号の場合には、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

3 第1項第2号、第3号および第5号に規定するその他の交通費は、その支払を証明するに足る資料を提出しなければ、支給することができない。

(宿泊費)

第12条 宿泊費の額は、別表に定める額（以下「宿泊費基準額」という。）の範囲内における実費額による。

2 宿泊費は、その支払を証明するに足る資料を提出しなければ、支給することができない。

(包括宿泊費)

第13条 包括宿泊費の額は、移動にかかる交通費および宿泊に要する宿泊費の合計額の実費額による。ただし、最も経済的な通常の経路および方法により算出した移動にかかる費用と宿泊費基準額との合計額よりも安価な場合に限り、これを支給する。

2 包括宿泊費は、その支払を証明するに足る資料を提出しなければ、支給することができない。

(宿泊手当)

第14条 宿泊手当の額は、1夜当たり2,400円の定額を支給する。

ただし、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる額とする。

(1) 第12条に規定する宿泊費に朝食または夕食にかかる費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 定額の3分の2の額

(2) 第12条に規定する宿泊費に朝食および夕食にかかる費用に相当するものが含まれる場合 定額の3分の1の額

(3) 移動中の宿泊において、鉄道賃、船賃、航空賃またはその他の交通費（包括宿泊費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれている場合 定額の3分の1の額

第18条の見出し中「外国」の次に「への出張にかかる」を加え、同条中「予算の範囲内で」を「国家公務員の例に準じて」に改め、同条を

第15条とする。

第19条を次のように改める。

(旅費の調整)

第19条 管理者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して出張した場合その他旅行における特別の事情によりまたは旅行の性質上この規程の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費または通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費またはその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 管理者は、旅行者がこの規程の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情によりまたは当該旅行の性質上困難である場合には、管理者が定める旅費を支給することができる。

第19条を第16条とし、同条の次に次の3条を加える。

(旅費の返納)

第17条 支出担当者等は、旅行者または旅行役務提供者がこの規程の規定に違反して、旅費の支給または旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費または当該金額を返納させなければならない。

(通勤手当との調整)

第18条 旅行者が、青梅市病院事業企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成16年条例第25号）第8条に規定する通勤手当またはこれに相当する給与（以下「通勤手当等」という。）の支給を受けている場合であって、旅行の経路に当該通勤手当等が支給される区間が含まれるときは、その重複する区間にかかる旅費は支給しない。

(準用)

第19条 この規程に定めるもののほか、職員の旅費については、規則の例による。

別表第1から別表第3を削り、付則の次に次の1表を加える。

別表（第12条関係）

区分	管理者またはそれに 随行する職員	職員
埼玉県・東京都・京都府	円 27,000	円 19,000

福岡県	25,000	18,000
千葉県	24,000	17,000
神奈川県・新潟県	22,000	16,000
香川県	21,000	15,000
熊本県	20,000	14,000
北海道・岐阜県・大阪府・広島県	18,000	13,000
山梨県・兵庫県・宮崎県・鹿児島県	17,000	12,000
青森県・秋田県・茨城県・富山県・長野県・愛知県・滋賀県・奈良県・和歌山県・高知県・佐賀県・長崎県・大分県・沖縄県	15,000	11,000
宮城県・山形県・栃木県・群馬県・福井県・岡山県・徳島県・愛媛県	14,000	10,000
岩手県・石川県・静岡県・三重県・島根県	13,000	9,000
福島県・鳥取県・山口県	11,000	8,000

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定および第3条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の青梅市病院事業就業規程の規定により、適用日以後、施行日までの間に提出された計算書、命令書および復命書については、この規程の規定による改正後の青梅市

病院事業就業規程の規定にもとづき提出されたものとみなす。

- 3 第3条による改正後の青梅市病院事業企業職員の旅費に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、適用日以後に改正後の規程第2条第2号に規定する旅行命令権者が改正後の規程第4条に規定する旅行命令を発する旅行について適用し、適用日前にこの規程による改正前の青梅市病院事業企業職員の旅費に関する規程第3条の規定による出張命令を発した旅行については、なお従前の例による。
- 4 改正後の規程第17条の規定は、改正後の規程の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。